

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02556

研究課題名（和文）教育／福祉の境界をめぐる歴史的・実践的動態に関する社会学的研究

研究課題名（英文）A Sociological Study on the Historical and Practical Dynamics at the Boundary between Education and Social Welfare

研究代表者

森 直人（Mori, Naoto）

筑波大学・人文社会系・准教授

研究者番号：10434515

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近現代日本を対象に、隣接する機能領域としての教育と福祉の境界のあり方に関する社会学的研究を行った。第一に、19世紀末から2010年代までの期間を対象として、福祉レジームの形成と公教育制度の確立過程に関する歴史的分析を行い、19-20世紀転換期、戦後改革期、1970年代、20-21世紀転換期、という4つの画期を析出した。第二に、教育領域と社会福祉領域にみられる実践を対象とするコミュニケーション論的分析を行い、相互の同質性と異質性の両面を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、20世紀型の福祉国家の変容と、そこでの焦点となっている公教育制度を中核とする教育領域それ自体にもみられる変動とを、相互に連動した現象として把握する枠組みを提示した点に学術的意義がある。こうした変動の結果もたらされている支援の現場における教育と福祉の領域を越えた相互浸透の活性化と、そこで顕在化している葛藤や軋轢の歴史的・実践的な必然性を明らかにした本研究の知見は、今後それらを克服していくために必要な方向性について実践的な示唆を与える点で社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study explores the relationship and boundaries between the educational and social welfare systems in modern Japan from a sociological perspective. It involves two main analyses. First, it conducts a historical analysis covering the late 19th century to the 2010s, focusing on the development of welfare regimes and the establishment of the public education system. Four critical phases are identified: the transition from the 19th to the 20th century, the postwar reform period, the 1970s, and the transition from the 20th to the 21st century. Second, it applies communication theory to analyze practices observed in the fields of education and social welfare, elucidating both their similarities and differences.

研究分野：教育社会学

キーワード：教育福祉 社会学的概念分析

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代のヨーロッパにおける福祉国家再編の政治のなかで誕生した「社会的投資戦略」の着想は、従来の社会保障給付に代えて、就学前の教育・ケアや子育て支援のほか、女性や若年の無業者・不安定就業者を主な対象とする職業教育・訓練や就労支援など、広義の教育領域に関心を寄せる。いわば福祉国家の教育的な再編ともいべき性格を帯びた政策アイデアが力をもつ一方で、教育システムでは市場原理の導入も含めた民営化の波が国際的に大きくなっている。前者は政治学を中心に、後者は教育学において国際的な研究と議論が活発化しているが、両者を連動した現象として捉える視角が必要であるにもかかわらず、相互に隔絶して展開しているのが現状である。

福祉国家と教育システムをめぐる同様の動きは、21世紀に入り、日本でも顕在化した。2000年代には総合規制改革会議や経済財政諮問会議など教育界の磁場を超えた次元で、株式会社やNPOなどによる公教育の供給に門戸を開く「教育供給主体の多元化」構想が提出された。さらに2010年代に入ると、今度は不登校や貧困、国籍などを理由に十分な学習機会を保障されてこなかった人びとを公教育の外側で支えてきた民間の教育＝社会運動の動きが加わり、2015年にはいわゆる「多様な教育機会確保法案」として形をとった。ネオ・リベラルな志向を備えた改革案とソーシャル・リベラルなそれとが混在しながら、いずれも多様な民間機関の導入により、従来型の「学校」を基軸とした公教育体系に重大な変更を迫りうる構想へと収斂しつつある。また、同じ2010年代には、「高校等就学支援金制度」にはじまり、2013年の「子どもの貧困対策推進法」や「生活困窮者自立支援法」の制定によって、貧困世帯の子どもの対象とする学習支援・居場所支援が拡充され、貧困対策の急速な教育化も進展している。すなわち、20-21世紀転換期を経て、教育/福祉の領域が接近し、相互浸透が進むと同時に、両者間の齟齬や葛藤も顕在化することで、その境界が急速に動態化している事態を迎えているといえる。

近年の教育社会学は、こうした動向に敏感に反応し、これまで十分な研究対象とされてこなかった傍系の「学校」や、「学校」以外のさまざまな学びの場や「居場所」をフィールドに選び、「社会的排除(ノ包摂)」といった問題群を扱う実証研究を展開させている。だが、分析視角・方法の点で大きな欠落があるために、知見の有効な蓄積・発展を進められないでいる。一つは、目の前にあるフィールドとそこで生起している現象が、どのようなマクロな変動のもとに産出されているかを見通す枠組みの欠落であり、もう一つは、教育/福祉のそれぞれの領域における実践を可能にし、そのことで両者の区別をも可能にしている各々の機能領域における「実践の社会的論理」を抉出する方法論の欠落である。20世紀末から本格化している福祉国家/レジームの再編過程において教育という機能領域がいかに位置づけられているのか、また教育領域にみられる種々の変動や改革動向はこの再編過程とどのように連動しているのか。以上が本研究を駆動している核心にある問題意識とその背景である。

## 2. 研究の目的

この問題意識に応えるため、本研究では、人びとの生と成長を支える隣接領域としての教育/福祉の境界に分析の照準を定め、20世紀日本の公教育と福祉国家/レジームの確立過程において、教育/福祉の境界がどのように切り分けられ、棲み分けられてきたか、そして、それが20-21世紀転換期に顕在化する再編局面においてどのように流動し、相互浸透と(再)分節を生起させているか、その歴史的・実践的動態を相互に切り離すことなく明らかにすることを目的とする。この目的を達成するにあたり、先に指摘した従来の教育社会学にみられる2つの方法論的課題について、一つは、政治学を中心に蓄積されてきた福祉レジーム論の継承と刷新を社会学者N. ルーマンによる社会システム論/機能分化論の着想に依拠しつつ図ること、もう一つは、エスノメソドロジー/会話分析の方法を文書資料等の分析にも拡張・適用させた「社会学的概念分析(=「概念の論理文法」分析)」の採用により、克服することをめざす。

## 3. 研究の方法

人びとの生と成長を支える教育と福祉という2つの異なる機能領域の分節と相互浸透の歴史的・実践的動態を明らかにする本研究は、一方で、N. ルーマンの社会システム論/機能分化論に準拠することで、各領域に固有の自律的なコミュニケーションの展開と接続とが実現するプロセスにアプローチするとともに、他方で、その具体的なデータ分析方法の方針として、「人びとの相互行為を可能にする、人びとによる概念の運用方法」に照準する社会学的概念分析＝エスノメソドロジーを採用する。日本において教育と福祉が近代的な制度領域としての形成を本格化させる19世紀末から2010年代にかけての1世紀あまりの歴史的スパンを対象として、どのような概念(連関)が20世紀日本の教育/福祉の制度的な分節をもたらしたか、20-21世紀転換期の福祉レジーム再編がいかなる概念(連関)に主導されて進行しているか、そうした制度の流動化のもとで、どのような概念(連関)が教育/福祉の境界での実践を可能にしているかこれらの問いについて、教育/福祉をめぐる概念連関と制度＝政策と実践とのあいだのループとダイナミクスに社会学的な記述を与える。

具体的なデータ・資料として、(1) 19 世紀末から今日に至るまでの、 関連省庁の行政年次報告（事業報告）たる「厚生（労働）白書」「失業対策年鑑」「犯罪白書」「教育白書（文部科学白書）」をもとにした教育と福祉（貧困・失業・障害・犯罪）の事業集合の分節と接合の実態、歴史的画期をなした法制化をめぐる国会審議等の議事録、 各領域の研究者・実践者・行政担当者による事業・実践・制度・政策の反省的記述が多く寄稿されている関連雑誌・書籍、等の歴史的文書資料のほか、(2) 現在進行中の再編・流動局面のなかで、「個別化・個性化教育」など子どものウェルビーイング尊重を明示的に志向した独自の実践を展開する「学校」、 上述の「多様な教育機会確保法案」の対象となったフリースクールおよび夜間中学校、 居場所事業のもとで学校内部に設置されつつある校内居場所カフェ、 生活困窮者自立支援法準拠の学習支援事業の現場、 民間企業が提供する教育 / 福祉事業の場、における支援者・実践者へのインタビュー調査データおよび相互行為場面の観察調査データ、を網羅的に収集した。そのうえで、文書資料やインタビューデータ、相互行為データという異種の質的データに通底する「人びとによる概念の運用方法」に着目した社会学的概念分析を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 教育 / 福祉の境界をめぐる歴史的動態

19 世紀末から今日に至るまでの近現代日本における教育 / 福祉の境界をめぐる歴史的動態は、以下の 4 つを画期として区分できる。すなわち、 福祉が教育を取り込むことで拡大と確立を遂げつつ、教育との線引きを試みる 19-20 世紀転換期（とくに 1910 年代）、 教育と福祉の境界が画定され、二元的法制が確立する戦後改革期、 福祉に教育を持ち込み、教育にも福祉を持ち込もうとする「教育と福祉の統一」志向と、逆に教育のなかで福祉との線引きを試み、教育から福祉を排除しようとする「教育と福祉の区別」志向とが併存した 1970 年代、 福祉と教育の連携が模索される 1990 年代を経て、20-21 世紀転換期以後、福祉領域での教育重視の政策・動向と教育領域での福祉の強調との連動 いろいろと教育と福祉の双方が互いを取り込もうとする動きの併存 が顕在化する 2010 年代、の 4 つである（表 1）。

	19-20世紀転換期	戦後改革期	1970年代	20-21世紀転換期
制度の契機	分出	分離	区別と統一	連携と連動
事項	「感化」救済事業 ↓ 社会事業 (社会教育との線引き)	教育基本法=学校教育法体制 「社会福祉」、児童福祉法 教育と福祉の二元的法制	教育福祉論の誕生 「教育と福祉の統一」 教育の純化・高度化志向	SC制度・SSW活用事業 高等学校等就学支援金制度 子どもの貧困対策推進法 生活困窮者自立支援法 多様な教育機会確保法案

##### 教育 / 福祉の分出

ここでの焦点は福祉にある。すなわち、19-20 世紀転換期までは「慈善事業」あるいは「救済事業」と呼ばれ、貧民や孤児・棄児の保護・救済は、民間の篤志家や宗教団体を担い手の中心とする文字通りの「慈善」として施されていた当該領域が、貧窮に対する事後的な「救済」の域を超え、個人の人格に影響を及ぼすことで事前の予防に重きを置いた「感化救済事業」への展開をみせる局面である。それまでの「救済」色が濃く、事後的な限定性の強かった福祉の世界に、「感化」(=人格の善導)という教育の要素が組み込まれることで、事業領域としての拡大・膨張を遂げた。その後、1910 年代に入ると国家の関与が本格的に制度化され、「社会事業」として戦前日本における確立期を迎える。この「社会事業」の確立は、やはり 1910 年代にもう一方の教育の世界で誕生していた「社会教育」と呼ばれる事業領域との区別のもと、それとの線引きを意識しつつ、「社会事業」の内実の模索と取捨選択をつうじて達成された。

##### 教育 / 福祉の分離

日本の国家機構全体を対象とする戦後改革のもとで、就学年齢の子どもに対して、一方で教育基本法 = 学校教育法の体制が、他方で児童福祉法がそれぞれ基本原則を掲げることで機能を分担する、教育と福祉の二元的法制と呼ばれる棲み分けが確立した画期である。教育 / 福祉の境界問題はつねに潜在しつつも、一定の分離の達成のもとでそれぞれの制度領域が安定的に展開していく局面への移行を果たした。

##### 教育 / 福祉の区別と統一

教育 / 福祉の「区別と統一」の拮抗と模索の時期であり、日本の教育 / 福祉の系譜のなかでも最も重要な画期である。義務教育後の進学が当然視される高学歴化が進展したこの時期の教育領域に、小川利夫らによる「教育福祉論」を自称する問題提起が出現する。そこでの主張の骨子は「(児童養護施設などの児童)福祉の世界に置かれた子どもたちの教育権・学習権保障」であり、福祉の領域に教育の制度原理を組み込む志向であった。他方で、教育制度の量的拡大の達成は、教育政策の争点を質的充実にもつれた施策の提案へと移行させた。政府・文部省側における中央教育審議会の 1971 年答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と、進歩派教育学者を担い手とするシンクタンク機能を有した日本教職員組合が組織し

た教育制度検討委員会は、いずれも教育制度のトータルな青写真を描こうとした。とくに後者では、「教育と福祉の統一」をスローガンとする検討がなされたが、家庭環境等にさまざまな困難を抱え、教育から疎外されてきた子どもの問題を包摂していくべきだとする、いわば福祉的な機能を重視する教育発想と、教育とは授業であるとする把握から、授業の高度化というかたちで教育の純化を求め、福祉的機能のような錯雑をもたらす不純物は除去すべきだとする発想との対立が顕在化することとなった。

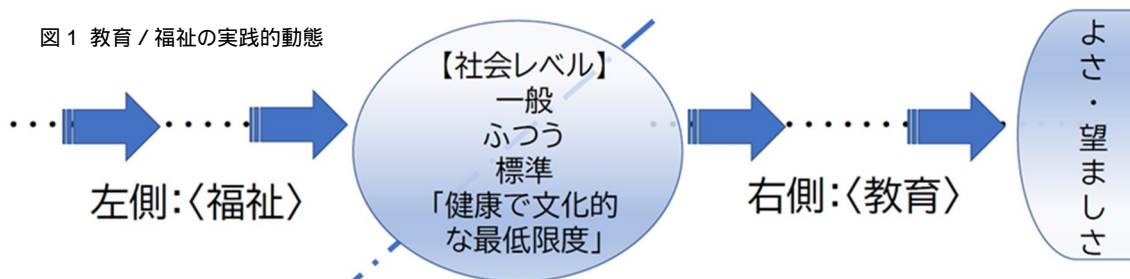
### 教育 / 福祉の連携と連動

教育システムと福祉レジームのあり方が再編・変容局面に入った 20 21 世紀転換期における画期である。1990 年代の学校週 5 日制の段階的实施により、子どもたちを学校に拘束する総時間に限定を加え、家族や地域に返していこうとする動きのなかで、福祉領域では「福祉と教育の連携」論の提唱が散見されるようになる。他方の教育領域では、学校へのスクールカウンセラー（SC）制度の導入や、2000 年代に入ってからの「子どもの貧困」の顕在化にともなうスクールソーシャルワーカー（SSC）活用事業が実施される。さらに、教育領域における高等学校等就学支援金制度（2010 年）や教育機会確保法（2016 年）、福祉領域における子どもの貧困対策推進法（2013 年）や学習支援事業の規定を含む生活困窮者支援法（2013 年）などにより、これまで公教育体系から排除されていた組織や活動を取り込む動きと、顕在化する貧困・社会的排除への対応策として教育重視の福祉政策とが連動しながら、既存の教育 / 福祉が急速に流動化している事態に至った。

以上が、近現代日本における教育 / 福祉の境界をめぐる歴史的動態の鳥観図である。

### (2) 教育 / 福祉の境界をめぐる実践的動態

以上の検討をつうじて明らかになったことは、教育と福祉には互いに通底する面と、同時に鋭く異なる特質とがあるからこそ、制度化の過程をつうじてつねに両者の線引きや内実の対比が問題となってきた動態であった。以下では、そうした境界の線引きや内実の対比によってもたらされると同時に、それ自体を可能にする条件でもあるところの、実践としての教育 / 福祉 教育と福祉それぞれの機能領域を成り立たせ、両者の区別を可能にしている実践の社会的論理に理論的定式化を与える。



### 教育 / 福祉の同一性

教育と福祉の領域で繰り広げられる実践は、いずれも「人のよりよい・より望ましい方向への変化にむけて働きかけるコミュニケーション」という点で同一である。ただし、「人のよりよい・より望ましい方向への変化にむけて働きかけるコミュニケーション」が教育と福祉のみに限るものではないことへの留意は必要である。医療や看護の領域で展開する実践も、異なる専門知に依拠した同様のコミュニケーションだといえる。したがって、教育と福祉は相互に排他的な二項コード 教育か、さもなければ福祉 を構成するものではない。医療との接点においては「療育」と呼ばれて区別される他の重要な概念も存在する。この点は本研究ではこれ以上掘り下げられなかった。教育 / 福祉には他の第 3 項との区別もまた潜在しているという点への注意を促すにとどめる。

### 教育 / 福祉の差異性

教育も福祉も、人のよりよい・より望ましい方向への変化に向けて人にかかわる実践だという点では同じだが、実践のスタートとゴール、いいかえると実践が踏まえる「前提」と、実践の「達成」とされるものの扱いとが 2 つの領域のあいだでは対照的である（図 1）。

教育領域での実践の前提は、対象者の 発達上の、あるいは、身につけている知識等における 同質性に置かれる。義務教育であれば年齢が、それ以降の教育段階なら入学試験への合格が、その後の教育的なコミュニケーションがなされる前提となる。それは対象者の側が実践の前提となる基準・標準を満たしているという同質性を仮構するための手続きであり、したがって、この同質性は実態を示すものではない。こうした前提が裏切られている現実があるとしても、そ

の現実の探索とそれへの対応が主眼になるのではなく、同質性の仮構 = 前提を踏まえたうえで、その後の「よさ・望ましさ」に向けたコミュニケーションが続いていく、というのが教育的な働きかけの特徴となる。また、その働きかけのゴールが達成されたかどうかの評価は、働きかけをなした側ではなく、働きかけを受けた対象者の側の個人に帰属されるという点でも特徴的である。この達成評価の、被教育者側への個人帰属があるからこそ、その結果を用いた人びとの選抜・配分が教育システムの重要な社会的機能を構成することになる。

これに対して、福祉領域での実践のスタートライン = 前提は、現状においてあるべき (= 標準として一般に期待されてしかるべき) 必要の「欠如」の探索と、その結果みいだされた「欠如」の実態 「保育に欠ける」「養護に欠ける」等々、一般に「児童の福祉に欠ける」状態 に置かれる点で対照的である。何が現状において満たされているべき一般・標準・基準とみなされるかは社会レベルでの合意 「健康で文化的な最低限度」の内実の解釈 にもとづくため、その水準や内容は歴史的に可変的だが、教育的な実践ではスタート地点での同質性を仮構することによって、その仮定を裏切る実態があるか否かを探索しようとする視線(図1の左側への視線)があらかじめ打ち切られているのに対して、福祉的实践は、教育的実践が打ち切った視線の先にあるはずの「一般的標準が満たされていない実態」こそを根拠として立ち上がる点で一貫する。他方で、福祉領域での実践のゴール = 達成は、あるべき必要・標準が満たされたところで働きかけが打ち切られる、という点で特徴的である。図1でいうと、左側の欠如の現状からスタートした実践は、対象者の状況が図1中央の「一般・標準・ふつう」の水準に達したところで目的を果たしたことになり、そこで打ち切られ、それより右側の「よさ・望ましさ」に向けては接続しない。(1)の で触れた小川利夫らの教育福祉論が問題視したのも、福祉的实践が有するこうした側面である。福祉的实践が図1中央に到達した時点で打ち切られ、右側へと接続していかない特性をもつからこそ、それへの異議申し立てとして教育福祉論の提唱と問題提起があったと定式化することができる。

以上、図1中央の「社会レベル」で共有される「一般・標準・ふつう」の基準を境に、「よさ・望ましさ」にむけた右側の領域で教育的な働きかけが繰り広げられるのに対して、福祉的实践は左側で展開する。したがって、教育/福祉の境界をめぐる実践的動態とは、図1の右側と左側とを架橋する性格を帯びるものであり、それはとくに「教育の機会均等」が焦点化されるときに浮上してくるものであった/あると結論できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森 直人	4. 巻 12
2. 論文標題 近現代日本の国家・社会と教育の機能	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会政策	6. 最初と最後の頁 12～26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24533/spls.12.1_12	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 「新制度派」教育社会学と「戦後教育学」批判のすれ違い 歴史としての藤田 黒崎論争
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 「貧困化の過程」の語り方・描き方 『失業対策事業就労者の職業歴・生活歴調査』をもとに
3. 学会等名 日本社会学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 教育 / 福祉へのコミュニケーション論的接近
3. 学会等名 上智大学グローバルコンサーン研究所・多様な教育機会を考える会公開シンポジウム「多様な教育機会」と子どもの福祉 「多様な教育機会を考える会」の5年間の軌跡をふまえて」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 福祉国家の変容と義務教育をめぐる諸問題 その歴史社会的反省
3. 学会等名 日本教育学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 「多様な教育機会」概念の射程と教育 / 福祉-区別の視角 ジレンマのなかの実践の論理
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森 直人
2. 発表標題 「貧困化の過程」はいかにして「語られた」ものになっているか 『失業対策事業就労者の職業歴・生活歴調査』をもとに
3. 学会等名 日本社会学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐久間亜紀、石井英真、森直人ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 世織書房	5. 総ページ数 440
3. 書名 教育学年報 14 公教育を問い直す	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------